

新潟県文化振興ビジョン

平成 29 年 4 月

(令和 5 年 7 月一部改定)

新潟県

【はじめに】

新潟県は、南北に広く接する日本海をはじめ、壮大な山々、大河といった豊かな自然の恵みを受け、縄文時代から続く先人たちが築いてきた歴史文化、各地で育まれてきた地域文化や伝統産業など、貴重な文化の「宝もの」が今日まで受け継がれてきました。

これまで本県では、平成23年度に策定した新潟県文化プランを引き継ぎ、平成29年に改定した新潟県文化振興ビジョンに基づき、文化芸術の鑑賞・参加機会の提供、地域文化の情報発信や交流拡大の取組、「佐渡島(さど)の金山」の世界遺産登録に向けた取組等を進めてまいりました。

この間、社会情勢は人口減少や少子高齢化が続き、文化活動を支える担い手の確保が更に厳しい状況になるなど、文化を取り巻く環境は必ずしも好ましいものとは言えません。また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛やイベントの開催制限など、県民生活や文化活動は大きな影響を受けました。一方で、このような中でも、文化公演のオンライン配信など、新しい生活様式に対応した文化芸術の発表・鑑賞方法の普及が進んできました。

こうした中で、文化芸術は、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現し、活力ある地域を創る上で重要な要素であり、大きな役割を担っていることを再認識したところです。

このたび、新潟県文化振興ビジョンの策定時から大きく変わった状況に対応し、本県の文化振興施策の更なる推進を図るため、令和4年度に新たに設置した「新潟県文化振興有識者懇談会」における有識者のご意見等を踏まえ、その一部について必要な見直しを行い、ここに改定するものです。

県としましては、引き続き、文化芸術の振興をより一層推進することで、地域の活性化や交流人口の拡大等を図り、本ビジョンの基本目標に掲げる「文化で創る、心豊かな「ひと」、魅力ある「地域」・・・そして未来へ」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

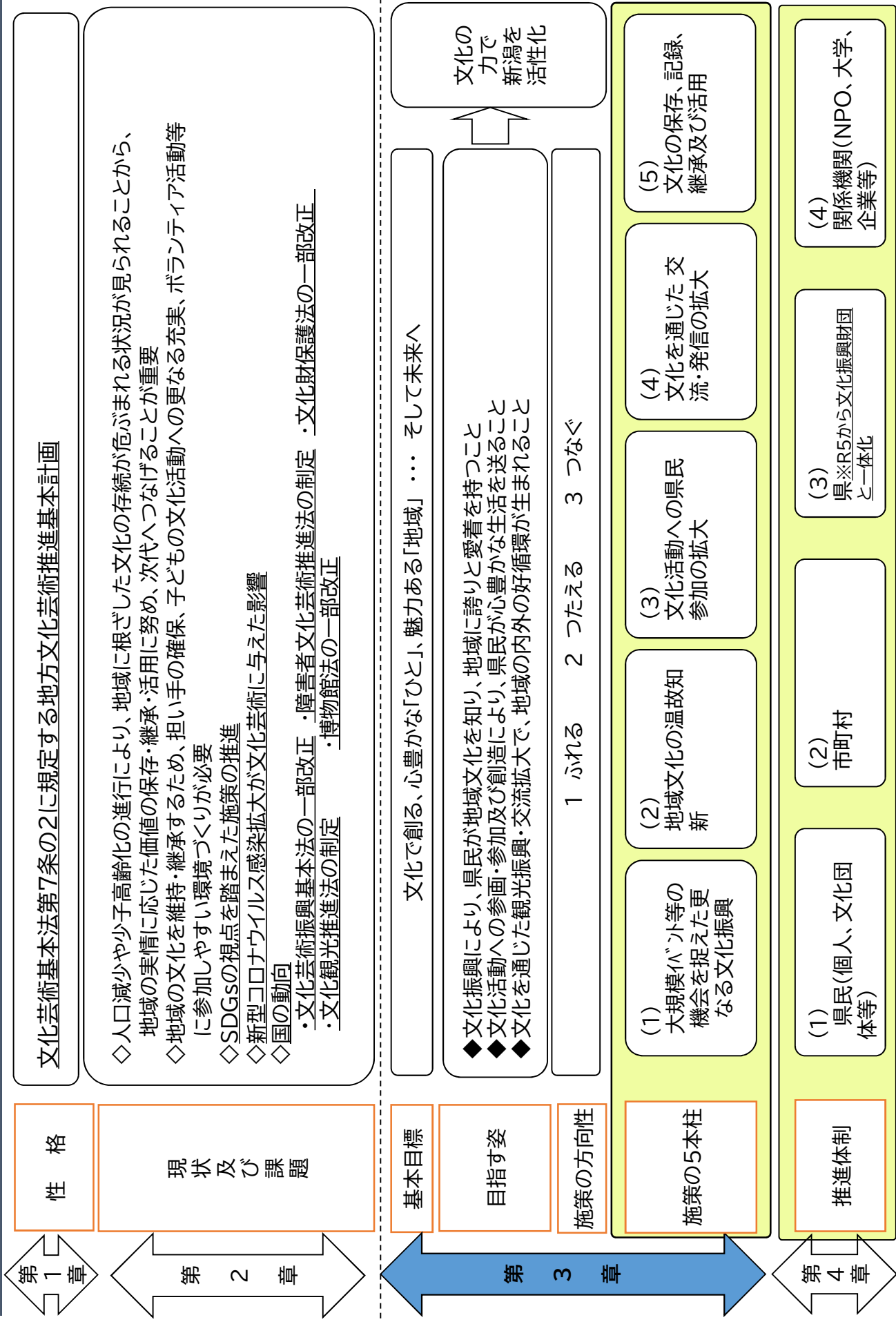
令和5年7月

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県文化振興ビジョン 概要

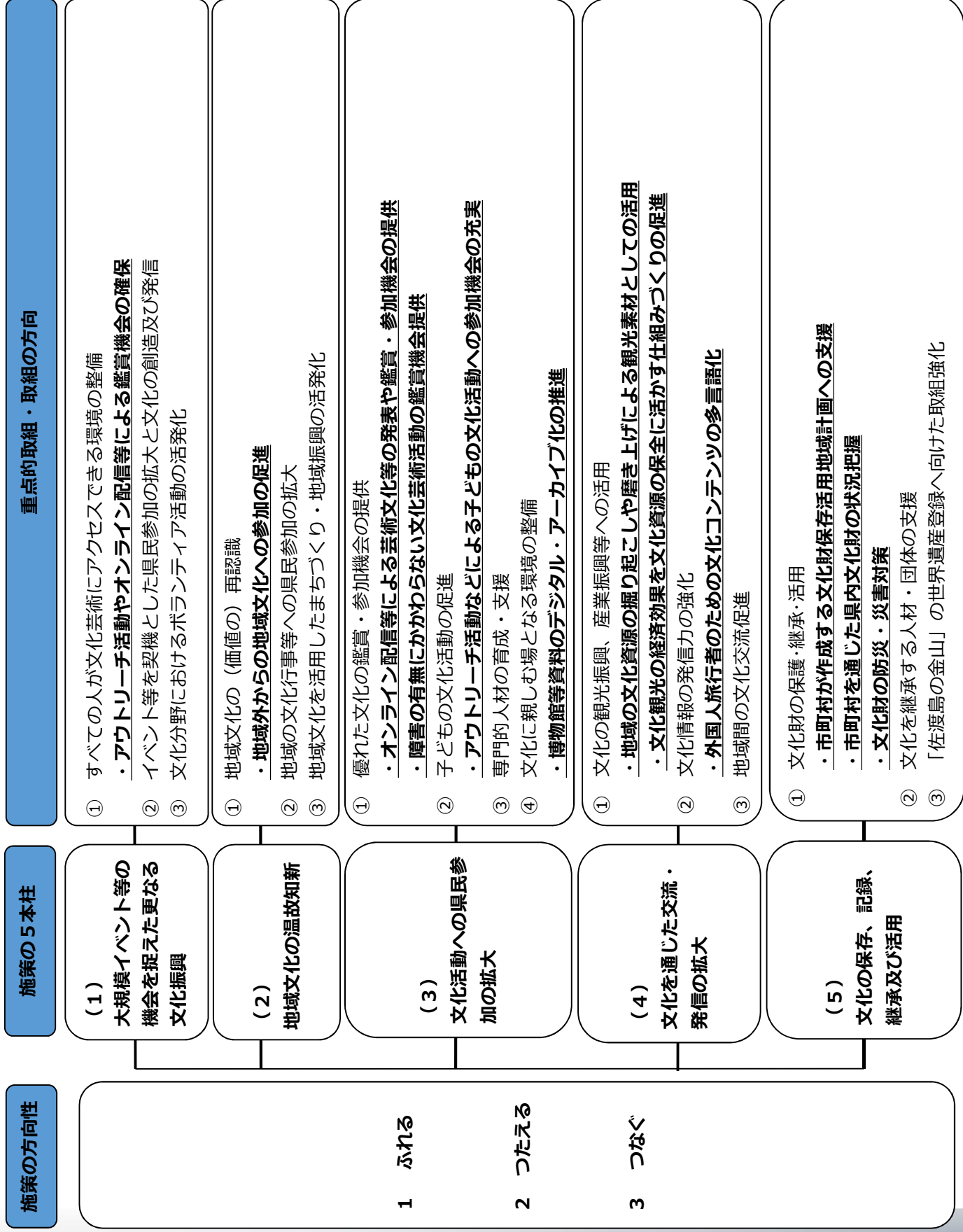
< 期間：平成29～令和6年度 >

下線部：一部改定に伴う追記



第3章

文化振興施策



目次

第1章 新潟県文化振興ビジョンの策定について	1
1 新潟県文化プラン策定の趣旨（平成23年9月策定時）	1
2 新潟県文化振興ビジョン策定（新潟県文化プラン改定）の趣旨 （平成29年4月策定）	2
3 ビジョンの性格	2
4 ビジョンの期間	2
5 ビジョンにおける「文化」の捉え方	2
第2章 文化を取り巻く環境の現状・課題	5
1 人口減少と少子高齢化の進展	5
2 文化活動を担う人材	6
3 県民の文化活動	8
4 地域の文化活動	9
5 SDGsの視点を踏まえたビジョンの推進	11
6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が文化芸術に与えた影響	12
7 国の動向	12
第3章 文化振興施策	14
1 基本目標	14
2 文化振興で目指す新潟県の姿	15
3 施策の方向性	16
4 施策の柱と重点的取組	17
（1）大規模イベント等の機会を捉えた更なる文化振興	17
（2）地域文化の温故知新	20
（3）文化活動への県民参加の拡大	22
（4）文化を通じた交流・発信の拡大	25
（5）文化の保存、記録、継承及び活用	27
5 ビジョンの評価	29
第4章 推進体制	31
1 県民（個人、文化団体等）	31
2 市町村	31
3 県	32
4 関係機関（NPO、大学、企業等）	32

<参考>

新潟県文化プラン策定検討委員会	設置要綱	33
新潟県文化プラン策定検討委員会	委員名簿	34
新潟県文化プラン策定検討委員会	検討経過	35
新潟県文化振興有識者懇談会	設置要綱	36
新潟県文化振興有識者懇談会	委員名簿	37
新潟県文化振興有識者懇談会	検討経過	38

第1章 新潟県文化振興ビジョンの策定について

1 新潟県文化プラン策定の趣旨（平成23年9月策定時）

四季の変化に富み、水と緑にあふれるふるさと新潟は、広い県土に豊かな自然や風土に培われた文化や歴史など多彩で貴重な文化資源が数多くあります。私たちはその恵みを受け継ぎ、守り育て、更には新たな文化を創造する源としてきました。

また、北東アジア諸国と交流を深めている新潟は、国際色豊かな文化活動を発展させる条件に恵まれています。

文化はいつの時代においても、人々の心に潤いや安らぎ、精神的な満足感をもたらし、心豊かに生活を送ることに重要な役割を果たしています。また、人間の可能性を広げるとともに、世代や地域を超えた交流や活動の源泉として、地域の魅力づくりに大きな役割を果たしています。

更には、大災害等により社会全体が明日への希望を見失いがちな状況下において、文化の持つ力への期待はますます高まっています。

地域の文化の価値を高めることにより、地域の元気づくり、生涯学習、世代間の交流、人づくり、更には交流人口の拡大を図ることは、行政の重要な責務であり、新潟らしい文化を創造し、新たな新潟の魅力を生み出すことが求められています。

新潟県文化プランは、このような認識に立ち、基本目標に、「文化で創る、心豊かな『ひと』、魅力ある『地域』・・・そして未来へ」を掲げ、施策の方向性を、「文化の創造」、「文化の交流」、「文化の継承」の3つに整理した上で、今後の本県の文化振興策を総合的、体系的に進めていく上での基本の方向を示しています。

本県では、これまで、全県的な総合文化イベント、地域の文化の再発見と文化情報の発信、佐渡金銀山遺跡世界遺産登録など積極的に取り組んできました。

これまでの取組を継続・発展させるとともに、文化を通じた交流人口の拡大を目指し、本プランでは、特に「地域文化の情報発信」、「文化による交流拡大」に向けた取組を進めます。

2 新潟県文化振興ビジョン策定（新潟県文化プラン改定）の趣旨（平成 29 年 4 月策定）

新潟県文化プランを平成 23 年 9 月に策定し、5 年が経過しました。

この間、人口減少や少子高齢化、経済状況の厳しさなどの社会環境に大きな変化はないものの、国の文化振興施策としては、第 4 次文化芸術の振興に関する基本方針が決定され、我が国が目指す文化芸術立国の姿が示されるとともに、文化を地方創生に活用すること、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文化プログラムをあらゆる主体が全国津々浦々で展開すること等、社会を挙げての文化芸術振興が必要であることが示されました。また、この第 4 次基本方針の中では、文化芸術立国実現のための成果目標・成果指標も提示されたところです。

本県では、この間、新潟県文化プランにおいて特に取り組むこととした地域文化の情報発信や文化による交流拡大の取組、佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録に向けた取組等を進めてきましたが、新たに、平成 31 年度の国民文化祭や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなり、これらの大規模イベントを文化振興の契機とする取組が求められています。

また、担い手の不足により消えつつある地域文化もあり、時間の経過とともにそのおそれが増していることから、対応が必要となっています。

そこで、県では、文化を取り巻く社会情勢や文化面での環境の変化等に対応して文化振興を行っていくため、新潟県文化プランを改定し新潟県文化振興ビジョンを策定することとしました。このビジョンの中で、継続するものは残し、新たな施策の柱や成果指標を設定し、本県の文化面の振興を図っていくこととします。

（令和 5 年 7 月改定）

その後も令和元年に開催した国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭をはじめ、様々な施策に取り組むことで、本県の文化振興に努めてまいりました。

こうした中、令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化活動は自粛や開催制限が求められ、以前のような活動が難しくなり、多大な影響を受けました。

令和4年度に入ってから、感染症による影響は徐々に減ってきているものの、感染拡大前の状況には戻っておらず、いかに文化芸術活動を維持・継承し、そして更に発展につなげていくかが大きな課題となっています。

また、(公財)新潟県文化振興財団は、県と相互に補完しながら文化事業を展開してきましたが、県の文化振興施策を一層充実し、推進していくため、令和5年4月に県と一体化されました。

このため、令和7年度からの次期ビジョンの策定に先立ち、令和4年度に新たに設置した「新潟県文化振興有識者懇談会」での意見や、現ビジョン策定時からの環境変化に対応し、本県の文化振興施策の更なる推進を図るため、一部見直しをします。

なお、次期ビジョンの策定に当たっては、文化の振興等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念や県の責務・役割、施策の基本となる事項等を盛り込んだ条例の制定を検討し、その内容を反映することとします。

3 ビジョンの性格

このビジョンは、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置づけ、県政における文化面の振興を図るため策定するものです。

4 ビジョンの期間

平成29年度から令和6年度までの8年間とします。

5 ビジョンにおける「文化」の捉え方

本ビジョンが対象とする文化の範囲は、文化芸術基本法が対象としているもののほか、「文化」は衣食住などの人間の生活様式、景観、自然環境保全などに至るまで広く捉えることができることや、また、地域づくりや観光振興などと密接に関連していることから、対象とする「文化」の分野を限定することなく、幅広い「文化」を対象にすることとします。

「文化」は非常に多様で、また時代とともにその定義も移り変わるものであることから、明確に区分して整理することは困難ですが、本ビジョンにおいては、「地域文化（ローカル（の）カルチャー）」、「芸術文化（ハイカルチャー）」に加え、日本人の感性や精神性など等身大の日本を海外にも伝えることができ、重要な文化コンテンツである「大衆文化（ポピュラーカルチャー、ポップカルチャー）」も含めた分野を対象とします。

<参考>文化芸術基本法が対象としている文化の範囲

- ・芸術（文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊等）
- ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）
- ・生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）、国民娯楽（囲碁、将棋等）
出版物等
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- ・文化財（有形及び無形の文化財等）
- ・地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能等）

第2章 文化を取り巻く環境の現状・課題

平成29年度に文化振興ビジョンが策定されてから、人口減少や少子高齢化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、文化振興に大きな影響を与えました。また、文化に関わる様々な法制度の改正等が行われています。

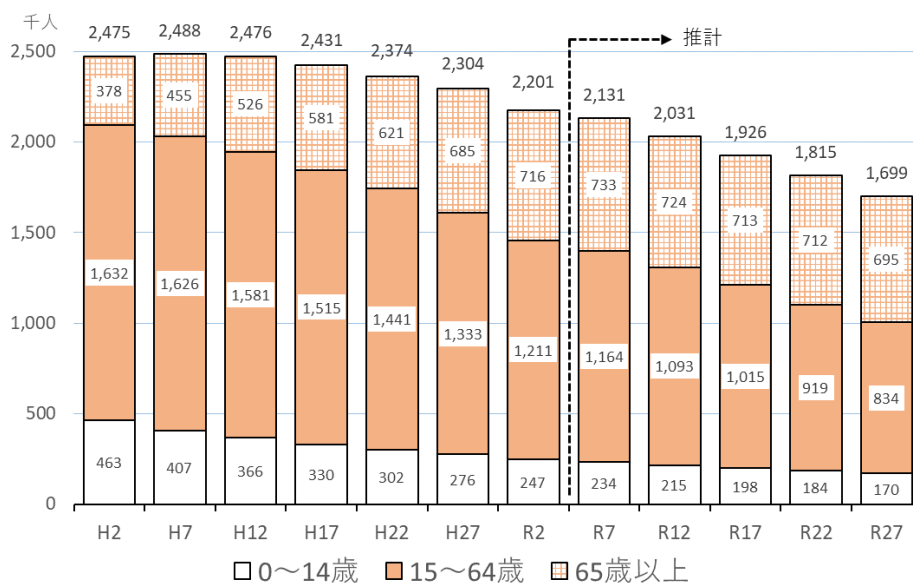
1 人口減少と少子高齢化の進行

新潟県の総人口は、平成9年(1997年)の249万2千人をピークに減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、令和22年(2040年)の本県の総人口は181万5千人に落ち込むと見込まれています。生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(14歳以下)は、老年人口(65歳以上)より速いペースで減少し、今後更に少子高齢化が進行することが見込まれています。

人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域によっては、文化活動を担う人材が不足するなど、地域に根ざした文化の存続が危ぶまれる状況が見られることから、地域の実情に応じた価値の保存・継承・活用に努め、次代へつなげることが重要です。

〔新潟県の人口の推移〕



資料：R2以前 総務省『国勢調査』
R7以降 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(H30推計)

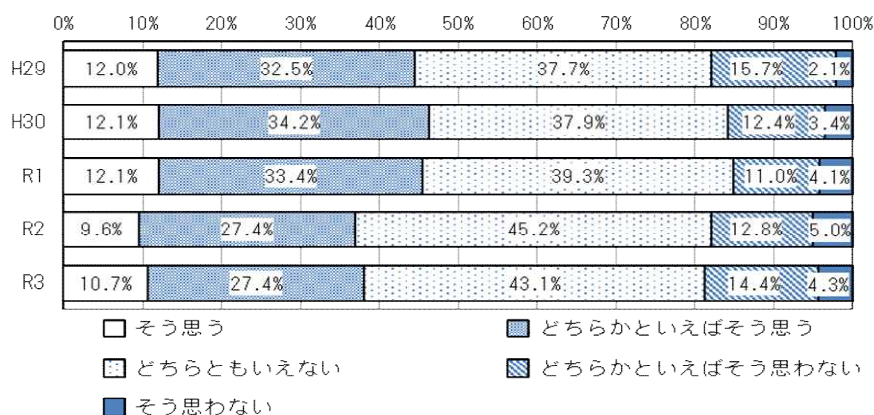
2 文化活動を担う人材

文化活動を継続・発展させるためには、「ひとづくり」が重要と考えられます。

文化活動を担い支える人材の育成や、次代を生きる子どもたちが文化に親しんだり、文化活動を行ったりする機会の充実が必要です。

- (1) 住んでいる地域の文化資源を次世代へ継承する後継者がいると思う人の割合は半数を下回っており、特に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降一段と減少しています。地域の文化を維持・継承するための担い手の確保が必要です。

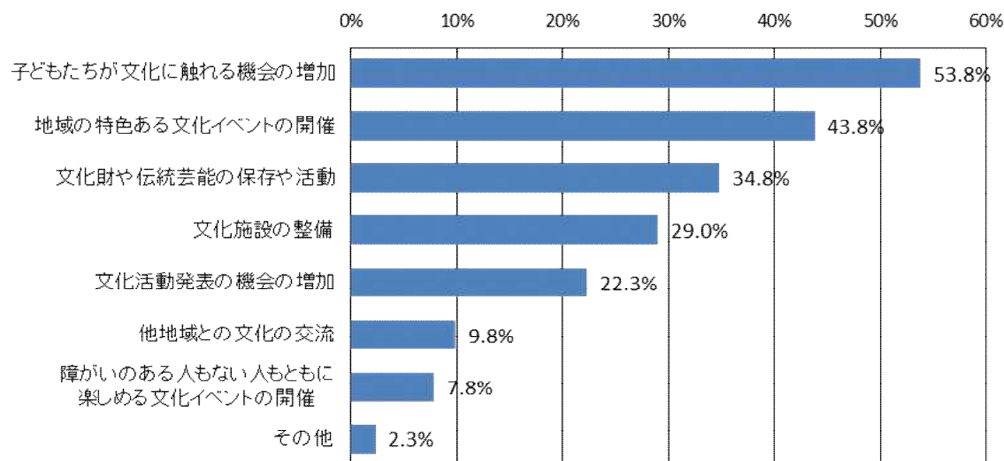
〔地域の文化資源の後継者がいると思う割合〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート（R3）』

- (2) 県民は、地域文化の更なる向上発展には、子どもたちが文化に触れる機会を増やすことが必要だと考えています。子どもの文化活動への参加機会の更なる充実が望まれます。

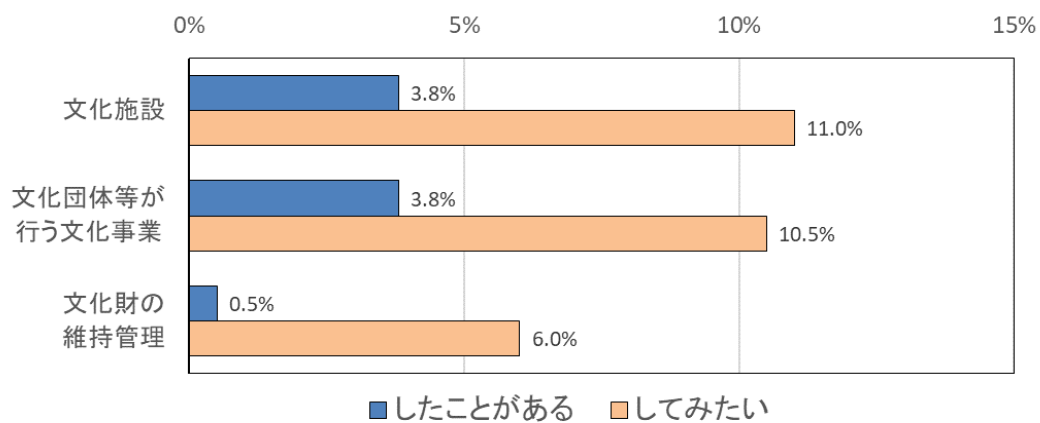
〔地域文化の更なる向上発展に必要なこと〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート（R3）』

(3) 文化に関するボランティア活動の参加希望者に対して、実際にボランティア活動に携わった県民は多くありません。より参加しやすい環境づくりが必要です。

〔ボランティア活動等を 「したことがある」「してみたい」〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート (R3)』

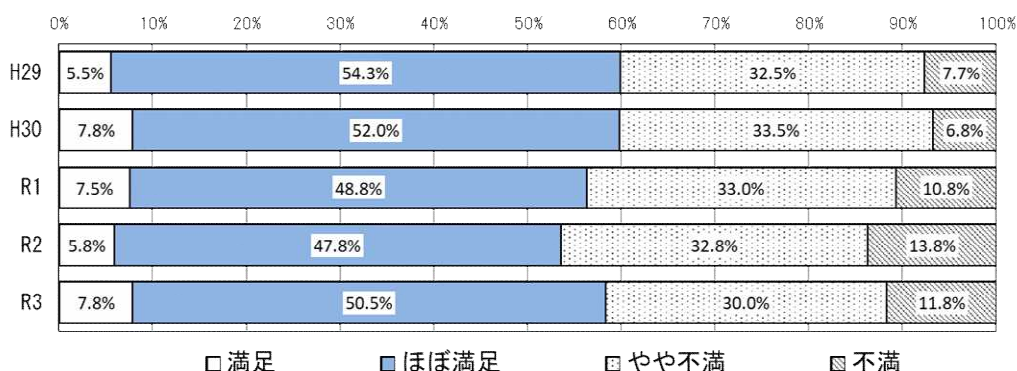
3 県民の文化活動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、多くの県民が日々の暮らしの中で文化に触れたり文化活動を行うことは大切だと再認識したものと考えています。心の豊かさや住み良さを実現させていくために、文化に親しむ機会、場に関して満足と思う人の割合を上げていく必要があります。

また、文化施設は、各施設の特色ある活動により、県民が文化に親しむ場としてより一層、県民の利用に供することが大切です。

- (1) 文化芸術を鑑賞したり習い事をする機会や文化財・伝統的な地域文化の保存・整備等、住んでいる地域での文化的な環境に満足している人の割合は、「満足」「ほぼ満足」を合わせて6割程度で推移しています。文化に親しむ機会や場の一層の充実等により、この割合を高めていく必要があります。

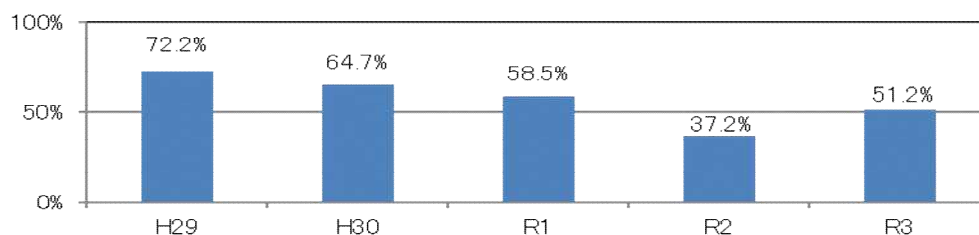
〔住んでいる地域での文化的な環境への満足度〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート（R3）』

- (2) 1年の間に文化活動に出かけたり会場で直接鑑賞したりした人の割合は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年に大きく落ち込んだことから、より多くの県民が文化活動を行う環境づくりを進めていく必要があります。

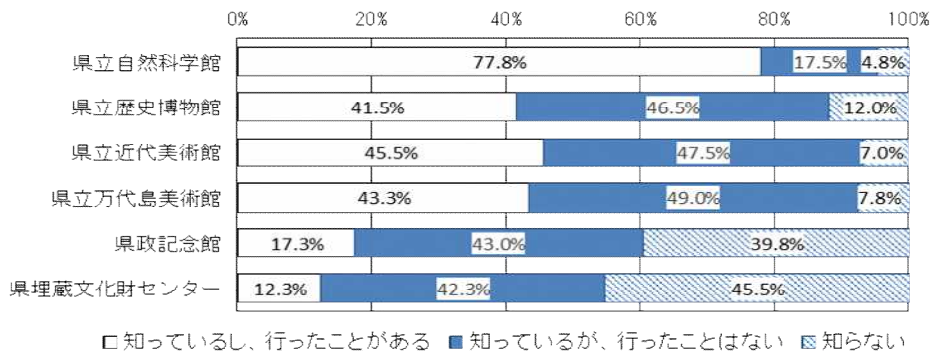
〔「文化を鑑賞・参加した」人の割合〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート（R3）』

- (3) 県立文化施設の認知度は高いものの、自然科学館を除くと訪れたことのある人は1～4割程度であり、更に利用増に向けた取組が必要です。

〔県立美術館、博物館について「知っている」「行ったことがある」〕



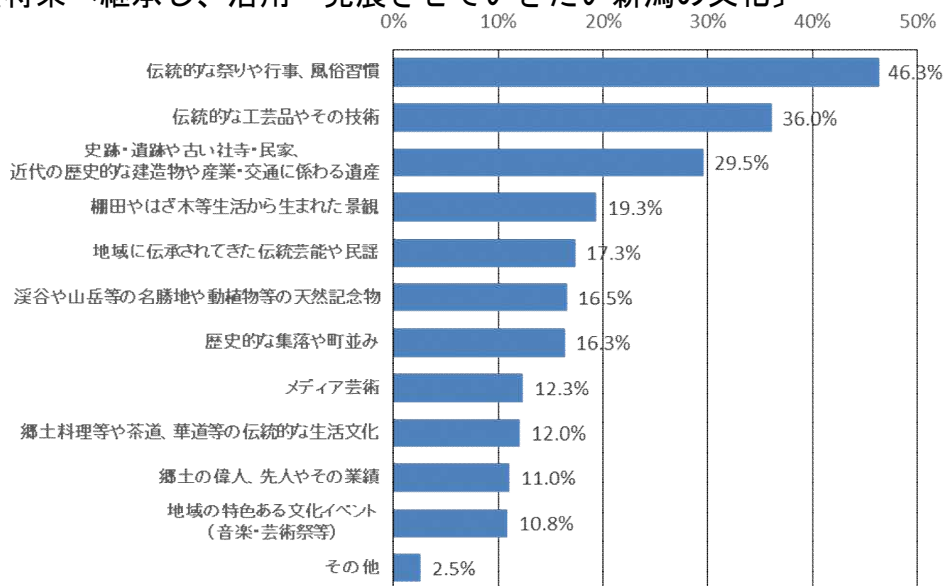
資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート (R3)』

4 地域の文化活動

県内各地域には、その地に特有の長い歴史や風土が培った町並み、まつり、伝統芸能、文化財など数多くの地域文化があります。これらの価値の保存・継承・活用に努め、次代へつなげることが大切です。また、交流人口拡大を図るためには、積極的に他分野（地域振興・観光振興など）と連携し、地域文化の魅力を引き出し、高めていく必要があります。

- (1) 多くの県民は、伝統的なまつりや行事など、地域に密着した文化を大切に考えていることから、引き続きそれらの継承や活用に努めていく必要があります。

〔将来へ継承し、活用・発展させていきたい新潟の文化〕



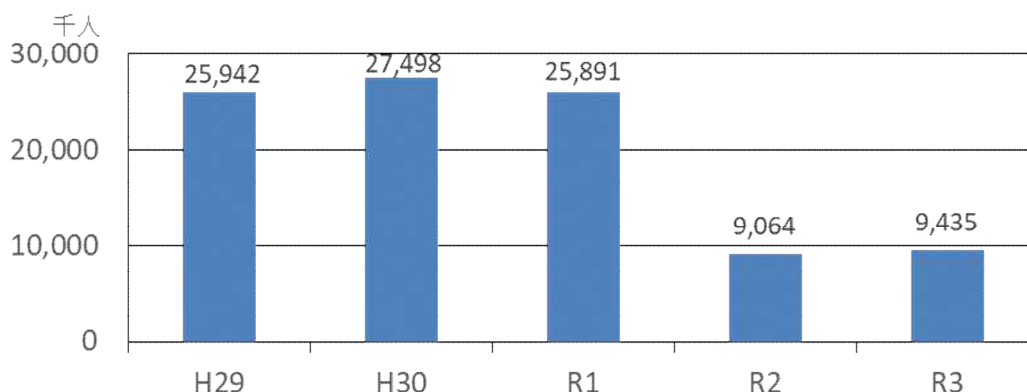
資料：『新潟県の文化振興に関するアンケート (R3)』

(2) 交流人口の増加のためには地域の魅力を高める文化の振興が必要です。

「1年間に文化施設、名所・旧跡、まつり・イベント等を訪れた人の数」は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年に大きく落ち込みました。感染症の影響が落ち着いた後を見据え、交流人口の拡大に向けた地域の文化活動の活性化を図る必要があります。

まつり、イベント等の開催は戻りつつありますが、感染拡大前の入込には届かないことから、より一層の活性化を図る必要があります。

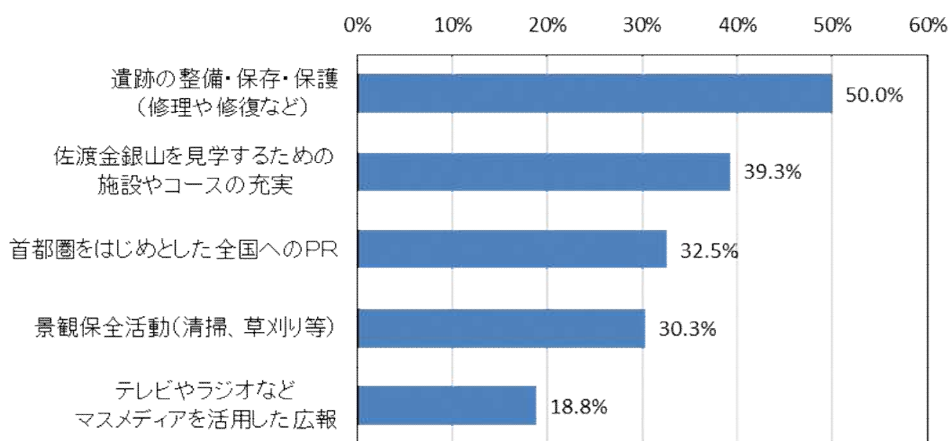
〔文化施設、名所・旧跡、まつり・イベント等を訪れた人の数〕



資料：県『新潟県観光入込客統計調査 (R3)』

(3) 「佐渡島の金山」の世界遺産登録を目指し、遺跡の保存や環境整備を進めるとともに、文化遺産としての価値を理解してもらうための取組が必要です。

〔「佐渡島の金山」の世界遺産登録に向けて必要だと思う取組〕



資料：県『新潟県の文化振興に関するアンケート (R3)』


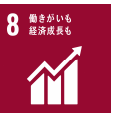



5 SDGsの視点を踏まえたビジョンの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された2030年までの国際的な目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を基本理念に、すべての人が豊かに暮らす世界の実現を目指しています。

本県の最上位の行政計画である「新潟県総合計画」は、SDGsの達成に向けた取組は、人口減少をはじめとする本県が抱える地域課題の解決に資するものであり、本県としても積極的にSDGsの取組を推進していく必要があるとしており、本ビジョンに掲げる文化振興に関する施策についても、SDGsの視点を踏まえて推進していく必要があります。

また、令和4年5月、本県は、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体として「SDGs未来都市」に選定されるとともに、県が率先してSDGs達成に向けた取組を進めていくため、令和4年11月に「新潟県庁SDGs行動宣言」を策定し、各種施策の実施に当たっては、SDGsの取組との関連性をお示しすることとしています。

本計画の施策に関連するSDGsのターゲット

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が文化芸術に与えた影響

本ビジョン計画期間半ばの令和2年初頭から、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進み、文化芸術公演や地域のまつりなどは中止や入場者制限せざるを得ない状況が続くとともに、美術館・博物館も一時的に休館するなど、県民の文化芸術の鑑賞機会や文化活動団体等の発表の機会は失われ、大きな影響を受けました。

一方で、こうした厳しい状況の中において、文化芸術がゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現し、活力ある地域を創る上で重要な要素であり、大きな役割を担っていることを再認識することにもつながりました。県では、文化活動団体等の活動や美術館・博物館の支援に取り組んでまいりましたが、この間の経験を踏まえ、県民の文化芸術の発表・鑑賞活動を維持し続けることができるような仕組みづくりが必要です。

7 国の動向

(1) 「文化芸術振興基本法」の一部改正と「文化芸術推進基本計画」の策定

平成29年6月、文化芸術振興基本法が改正され、名称が「文化芸術基本法」に改められました。この改正により、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際観光、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。

また、地方公共団体は、地方の実情に即した地方文化芸術推進基本計画の策定に努めることが規定されました。

平成30年3月には、文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

(2) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成30年6月、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動推進に関する法律」が制定されました。

平成31年3月には、この法律に基づき、障害者による文化芸術の活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

(3) 「文化財保護法」の一部改正

平成 30 年 6 月、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、文化財保護法が一部改正されました。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとなり、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成できることとなりました。

また、令和 3 年 4 月一部改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、地方公共団体においても文化財の登録制度を設けることができるようになりました。

(4) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和 2 年 4 月、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。

(5) 「博物館法」の一部改正

令和 4 年 4 月、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館法が一部改正されました。これにより、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備されました。

第3章 文化振興施策

1 基本目標

文化で創る、心豊かな「ひと」、魅力ある「地域」
・・・そして未来へ

文化は、いつの時代にあっても、人々が豊かな人間性、想像力、感性を育み、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を営む上で大切な役割を果たしてきました。さらに、文化は地域に対する愛着と誇りを育み、交流を拡大し、活力ある地域を創る上での重要な要素となるものです。

こうした文化の力で新潟の新たな魅力を創り、地域の活性化や交流人口の拡大等を図るため、基本目標を定めました。

2 文化振興で目指す新潟県の姿

「文化」とは何でしょうか。なぜ行政が文化振興を行うのでしょうか。

文化は非常に幅広いもので、私たちの身の回りに溢れています。しかし、身の回りに日常的にあるからこそ気付きにくい面もあります。

文化に触れ、その恩恵を享受することで人間は心豊かな生活を送ることができますが、そのためにはまず県民が文化に気付きその価値を知ること、自ら文化に触れることが第一歩です。そして新たな文化が創造されることは、本県の新たな魅力づくりにつながります。

また、文化振興は地域振興・観光振興等とも切り離せません。地域の文化が地域の個性を形作り、地域振興・観光振興等を図る上での大きな要素となっているからです。

県では、文化振興により目指す新潟県の姿を次の3つにまとめました。このような新潟県の姿になることを目指し、様々な施策に取り組みます。

◆ 文化振興により、県民が地域文化を知り、地域に誇りと愛着を持つこと

◆ 文化活動への参画・参加及び創造により、県民が心豊かな生活を送ること

◆ 文化を通じた観光振興・交流拡大で、地域の内外の好循環が生まれること

3 施策の方向性

基本目標「文化で創る、心豊かな『ひと』、魅力ある『地域』・・・そして未来へ」や、文化振興で目指す新潟県の姿の実現に向け、施策の方向性として次の3つを設定します。

これらの方向性はすべての取組に通じる基本的なものです。

(1) ふれる

県民自らが様々な形で文化に親しみ、文化活動に参加・参画したり、文化を創造したりすることを目指します。

(2) つたえる

特色ある地域の文化の価値を県内外、国外へと発信することによって、新たな新潟の魅力と活力を創り、ひとや地域の交流拡大を目指します。

(3) つなぐ

長い歴史と風土の中で培われてきた数多くの伝統芸能などの地域文化は県民共有の財産であり、これらの「地域の宝」に光を当て、大切に守り、育て、未来へ残していくことを目指します。

4 施策の柱と重点的取組

文化振興は、県民、文化団体、市町村、関係団体や県が連携を図りながら総合的に推進するものですが、文化を取り巻く現状と課題及び新潟県の特性に着目して5つの施策の柱を掲げ、それぞれに重点的取組を挙げ、これらを基調に県の文化振興を進めていくこととします。

柱（1）大規模イベント等の機会を捉えた更なる文化振興

令和元年度に、新潟県で初めて「国民文化祭」を開催しました。国民文化祭は、昭和61年度から毎年度開催されている全国的な文化の祭典で、「文化の国体」とも言われています。会期中は県内全域において171の事業（中止となった8事業を除く）を実施し、約300万人の参加がありました。国民文化祭の開催によって、県内の文化活動の活性化、交流人口の拡大につながりました。

また、令和2年度に開催予定であった2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期され、令和3年度に開催されました。オリンピック・パラリンピックは文化の祭典でもあり、オリンピック憲章に「文化プログラム」の実施が位置付けられており、東京大会においては、全国津々浦々で多くのイベントが実施され、幅広い層の文化活動への参画により、文化で全国を盛り上げる機運が上昇しました。

令和7年度には日本での開催は20年ぶりとなる国際博覧会（大阪・関西万博）の開催が予定されており、世界中からたくさんの人やモノが集まる機会を活かした取組が求められます。

県民一人ひとりが文化に親しみ、文化を楽しみながら、心の豊かさや潤いのある暮らしを実現していくためには、誰もが文化の恩恵を享受できる環境づくりや機会の提供が必要です。大規模イベントは、それ自体は一過性のものですが、文化を振興する良い機会ともなり得ます。

イベントの準備段階から、イベント後の継続性や発展性を念頭において取り組むことで、その成果を後につなげていくことができるものと考えます。また、大規模イベントの開催にはボランティアの力が必要ですが、文化分野のボランティア活動は社会に浸透しているとは言い難い状況です。自発的な社会参加と文化活動への参加を同時に行うことができ

るボランティアの機会を提供し、参加を促す取組が必要です。

また、様々な事情により大規模イベント等に直接足を運ぶことができない人に対しては、アウトリーチ活動（※）や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により急速に発展したデジタル技術を活用したオンライン配信などにより、鑑賞機会を確保していくことが必要です。

大規模イベントを契機として文化への県民の関心が高まり、県民が文化活動に参加し、文化を創造し、県全体の文化振興につながるよう次の施策に取り組みます。

（※）アウトリーチ活動

「手を伸ばす」という意味の英語。芸術家や芸術団体、文化施設が地域に向いて働きかけを行うこと。

● すべての人が芸術文化にアクセスできる環境の整備

（取組の方向）

- ・ 県民が、住んでいる場所や年齢、障害の有無など様々な事情にかかわらず、芸術文化に親しむことのできる機会の提供に努めます。
- ・ 県内各地でのアウトリーチ活動や、公演等のオンライン配信等を実施することで、芸術文化の鑑賞機会の確保に努めます。
- ・ 点字・音声等様々な手段で文化に触れることができる環境づくりを進めます。
- ・ 外国語での表記を含め、すべての人が見やすくわかりやすい表示や解説に努めます。

● イベント等を契機とした県民参加の拡大と文化の創造及び発信

（取組の方向）

- ・ 県民の参加を促すような多種多様なイベントの実施や新たな文化の創造を促進します。
- ・ アール・ブリュット（※）など、文化分野における新しい取組についても振興を図ります。
- ・ 県民をはじめ多くの人々の関心を喚起するようなイベント情報等の発信を行います。

（※）アール・ブリュット

「生の芸術」という意味のフランス語。伝統や流行、教育などに左右されず独自の発想と方法により制作した絵画や造形等のこと。

● 文化分野におけるボランティア活動の活発化

(取組の方向)

- ・ 県民がボランティアに参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 参加拡大に向け、ボランティアの活動状況等の積極的な情報提供を行います。
- ・ ボランティア活動を推進し支える人材の育成を図ります。

柱（２）地域文化の温故知新

「地域文化」は私たちの身の回りに多数存在しています。伝統芸能や文化財はもちろんのこと、日常の中にもたくさん見つけることができます。地域のお祭りや慣習、食文化、方言や昔話など、枚挙にいとまがありません。比較的新しいものでは、アルビレックスをはじめとする地域密着型プロスポーツやローカルアイドルなども新潟の地域文化と言えるでしょう。新潟は昔から数多くの漫画家を輩出しており、マンガ・アニメなども新潟の文化と言えるでしょう。このように日常生活には昔からの文化と新しい文化が共存しています。

この柱では、幅広い文化の中の「地域文化」に焦点を当てています。他の柱の取組にも地域文化は含まれますが、その重要性から特に柱として設定したものです。

生活様式などが画一化されてきた近代日本社会の中で、地域の「個性」を形作っているのは、地勢的な特徴とそこで育まれた地域文化と言えます。この地域の個性である「地域文化」こそが、観光資源となり、地域活性化の種ともなるものです。しかしながら、地域文化、特に昔ながらの地域文化が危機に瀕しているのも事実です。利便性の追求や生活様式の画一化の中で、姿を消してしまった地域文化がどれだけあるでしょうか。

また、近年、地域への愛着が薄い住民が増えているのではないかと、子どもたちが地域のことをよく知らないのではないかと、という懸念が聞かれます。地域への愛着は、愛着自体を持つとうとして持つものではなく、その地域がどのような歴史と文化を有し、地域の先人たちがどのように工夫し苦勞して地域を作ってきたかを知ることや、それを地域の住民で共有し理解することなどにより形成されていくものです。

地域の住民が地域文化に気づき、価値を認識し、更に地域外の人にも語れるようになることが、地域活性化につながっていきます。

そして大人が子どもたちに地域文化を語り継ぐことが、子どもたちが育つ過程で地域に誇りと愛着をもつことにつながります。

加えて、人口減少や少子高齢化が進展し定住人口が減少していく状況

にあつては、これまで地域コミュニティに限定されがちであった活動への参画・参加者を地域内にとどめず、地域文化に関心のある地域外の方にも積極的に参画・参加等してもらうなど多様な方々を巻き込み、地域文化の維持、継承につなげていく工夫が必要です。

地域文化の振興を目指し、次の施策に取り組みます。

● 地域文化の（価値の）再認識

（取組の方向）

- ・ 地域の景観、食文化、言語、風俗・民俗、慣習等多様な地域文化への「気づき」を促進します。
- ・ 地域のまつりなどの行事が大切な地域文化であることの理解を促進します。
- ・ 地域文化が「地域の宝もの」とあるという認識の向上を図ります。

● 地域の文化行事等への県民参加の拡大

（取組の方向）

- ・ 地域住民の参画・参加等による地域行事の存続と活性化を図ります。
- ・ 地域住民のみならず、地域外の方々が地域行事へ参画・参加することにつながるよう取り組みます。
- ・ 新たな地域文化の創造を促進します。
- ・ 地域文化の担い手の育成やその活動に対する支援を行います。
- ・ 地域文化を後世に残すための記録・保存活動への支援を行います。

● 地域文化を活用したまちづくり・地域振興の活発化

（取組の方向）

- ・ まちづくり・地域振興の種となる地域文化の掘り起こしを行います。
- ・ 地域文化の活用により、個性的で活力のあるまちづくりを促進します。

柱（3）文化活動への県民参加の拡大

文化に触れること、文化活動に参加することは、県民が心豊かな生活を送ることに寄与するものです。

文化活動とひとことで言っても、その形態は様々です。たとえば、絵に関する「文化活動への参加」であれば、「絵画やイラストを描く」、「美術館に絵画を見に行く」、「画集を見る」などが挙げられますし、音楽に関する「文化活動への参加」であれば、「楽器を弾く、歌う」「作詞・作曲をする」、「コンサートに行く」、「好きなCDなどを聴く」なども文化活動と言えます。また、映画鑑賞や寺社仏閣を含む文化財の鑑賞（観光）、読書や囲碁・将棋なども文化活動であり、郷土料理を作ったり食べたりするのもそのひとつでしょう。

このように文化活動は非常に多様なもので、どの活動をしなければならないということはありません。県民一人ひとりが、自分に合った文化活動を見つけ、楽しみ、やりがいを感じることで心豊かな生活を送る一助になります。

また、子どもたちが成長段階に応じて文化活動に参加することは、情操教育の上でとても重要です。さらに、地域文化を知ることは地域住民としてのアイデンティティや地域への誇り・愛着を持つことにもつながります。

文化活動を身近で楽しむことができるよう、芸術家等によるアウトリーチ活動などを通じて、芸術文化に親しむ機会を提供していくことが必要です。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化活動は自粛や開催制限が求められ、以前のような活動が難しくなり、多大な影響を受けました。

その中において、文化活動の継続を図るため、オンライン配信による公演の発表や鑑賞手段の一つとして、急速に活用されるようになりました。今後もオンライン配信による文化活動の発表や芸術文化を鑑賞する機会は、一層増えていくことが見込まれます。

このようなデジタル技術を活用した取組は、様々な事情により会場に直接足を運ぶことができない人に対し、芸術文化に親しむ機会を提供することにもつながります。

県民が、様々なかたちで文化に触れ、親しみ、文化の担い手となることのできる環境づくりを進め、さらに、新潟の特徴的な文化資源を活かした新たな文化を創造することによって、人々の心や地域が豊かになることを目指し、次の施策に取り組みます。

● 優れた文化の鑑賞・参加機会の提供

(取組の方向)

- ・幅広い層の県民が優れた芸術文化等を鑑賞できる機会を提供します。
- ・オンライン配信等により、芸術文化等の発表や鑑賞・参加機会の提供に努めます。
- ・障害の有無等にかかわらず、芸術文化に親しむ機会の提供に努めます。
- ・文化団体が活動しやすい環境づくりや、成果を発表する機会の提供に努めます。
- ・文化活動へ参加する機会が県内各地に行き渡るよう努めます。

● 子どもの文化活動の促進

(取組の方向)

- ・豊かな情操を育むため、子どもの成長段階に応じた文化活動への参加機会の充実・強化を図ります。
- ・学校教育等における地域文化や美術館、博物館等に親しむ機会の充実を図ります。
- ・地域文化をはじめ様々な文化について、子どもたちの理解が進むような取組を促進します。
- ・アウトリーチ活動の実施などにより、子どもたちの多様で質の高い芸術文化活動への参加・体験機会の充実に努めます。

● 専門的人材の育成・支援

(取組の方向)

- ・地域の文化活動や文化施設の運営を支える専門的人材の育成・活用を図ります。
- ・優れた芸術家、文化人の発掘・育成に努めます。
- ・将来の期待される芸術家等の積極的な登用を促進します。

● 文化に親しむ場となる環境の整備

(取組の方向)

- ・良好な環境で県民の利用に供するための文化施設の適正管理を図ります。
- ・文化施設の本来活動のほか、多様な県民ニーズに対応した「鑑賞・癒しの場」、「学びの場」、「交流・発信の場」等の提供に努めます。
- ・より身近で親しみの持てる施設となるよう、体験型プログラムの提供や施設外での活動の充実を図ります。
- ・展覧会やミニコンサート等での公共施設や商業施設等の有効活用を図ります。
- ・美術館や博物館の収蔵作品のデジタル・アーカイブ化を図り、オンラインでの作品紹介や学校教育での活用により、来館意欲の喚起や鑑賞機会の充実につなげます。

柱（４）文化を通じた交流・発信の拡大

文化は、地域の新たな魅力や活力を生み出し、人々を惹きつける大きな力を持っています。そのため、文化を観光やまちづくりなどの様々な分野とつなげる取組が、全国各地で盛んに行われています。

本県でも、歴史と伝統に彩られた地域文化や、アース・セレブレーション、大地の芸術祭等新たに生み出された世界へ通じる個性的な文化イベントなど、価値ある文化を地域が育み支えています。これらの特色ある文化を積極的に発信することは、本県の新たな魅力を創り、イメージを高めることにもつながります。

優れた文化や魅力的な文化が存在しても、それを発信しなければ多くの人に知ってもらうことはできません。地域外の多くの人々にその地域の文化を知ってもらい魅力を認めてもらうことや、観光客など交流人口が拡大することで、地域内の住民も更に強く自らの文化の魅力を認識することができます。情報発信と交流の拡大が、地域の内外で好循環を生み出すことにつながります。

そのためには、すでに多くの人に知られている地域文化だけでなく、地域に埋もれている文化資源を掘り起こし、地域内の住民がその価値を認識した上で磨き上げを行い、観光コンテンツとして活用していくことも必要です。

また本県は、歴史的に関係の深い北東アジアをはじめ様々な国や地域と国際交流を行ってきました。その中で文化は、相互理解を深める上で重要な役割を果たしてきました。異なる地理的・歴史的背景を元に形成された文化の多様性に触れることは、自分たちの文化を再発見し、これを高めていくきっかけとなり、更には地域の文化を創造する源ともなります。

情報の受発信の手段としては、既存の媒体に加えてすでにインターネットが普及していますが、近年のSNSの急速な発達により、特に若者の情報受発信の手段としてSNSが多く利用されています。文化情報の受発信においても、よりターゲットに応じた工夫が必要となっています。

そして、ウィズコロナ、ポストコロナに向けて外国人観光客の増加を見据え、文化コンテンツの多言語化に取り組んでいく必要があります。

多様な手段を活用して地域文化等を国内外へ発信するため、また、交

流人口の拡大に向け地域やジャンルを超えた多様な文化交流や連携を更に進めるために、次の施策に取り組みます。

● 文化の観光振興、産業振興等への活用

(取組の方向)

- ・ 地域に埋もれた文化資源を掘り起こし、磨き上げることで、観光素材としての活用につなげていきます。
- ・ 地域文化等の文化資源や美術館、博物館等の文化資源保存活用施設の文化観光への積極的な活用を図り、その経済効果が文化資源等の魅力を保つための取組に再投資される環境づくりを促進します。
- ・ 文化の持つ創造性や、地域に受け継がれてきた歴史・伝統の地域産業への活用を図ります。
- ・ 優れた芸術家等との交流による地域の賑わいづくりを促進します。
- ・ 佐渡島の金山の世界遺産登録への働きかけや、国民文化祭等大規模イベントの開催を契機とした地域文化の再発見と交流の活性化を図ります。

● 文化情報の発信力の強化

(取組の方向)

- ・ 文化に関するきめ細かい情報の収集と発信を行います。
- ・ 観光分野をはじめ様々な団体・組織との文化情報の共有化を図ります。
- ・ SNSを含むインターネット等、様々な媒体や場を活用した国内外への積極的な情報発信を行います。
- ・ 日本へ訪れる外国人旅行者が、本県の文化の魅力を知り、来県につながるよう文化コンテンツの多言語化に努めます。
- ・ 情報の受発信における他機関、他分野との連携を促進します。
- ・ マスコミへのパブリシティ活動の強化を図ります。

● 地域間の文化交流促進

(取組の方向)

- ・ 国内外の他地域との交流・連携を通じた地域の文化活動の活性化と新たな文化の創造を促進します。
- ・ 他地域との文化交流により自らの地域への理解が深まるよう取り組みます。
- ・ 国際的な相互理解と文化活動の活性化を目指し、海外諸国との文化交流などの取組を推進します。

柱（５）文化の保存、記録、継承及び活用

新潟県の豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域文化は、県民すべての宝であり、地域の誇りとなるものです。

この貴重な財産を保護するための１つの取組が、国や地方自治体による文化財の指定等の取組です。特に重要な文化財について、国や地方公共団体が指定、選定等を行うことにより、現状変更等に一定の制限をかける一方で保護や活用の措置を講じてきました。令和５年４月１日現在、新潟県には、国宝が１件、重要文化財が８５件あります。国・県指定等文化財の件数は、合計で５９２件です。

また、県と佐渡市では、佐渡島の金山を人類の共通の財産として保護し未来へ伝えていくため、世界文化遺産としての登録を目指しています。

文化は本来、人々の営みの中で生まれるものであるため、時代とともに変化していくものではありません。しかしながら、文化の中には時代の変化の中で消えつつあるものも少なくありません。そのため上記のような保護の取組が行われているわけですが、指定等がなされていない文化にも受け継いでいくべき大切な文化が多くあることは言うまでもありません。

大切な文化が消えないように受け継いでいく、またそれを活用していくことが今求められています。また、文化の移り変わりや、残念ながら消えゆく文化についても、それを記録し保存していくことで、後世にも継承することができ、後世における研究や復活の可能性を残すことができます。

本県では、「日々の生活の中に文化財がある新潟」を目指し、文化財の把握から保存・活用を生み出すサイクルを構築することを基本方針として、令和２年３月に「新潟県文化財保存活用大綱」を策定しました。今後は、各市町村が本大綱を勘案し、地域の様々な文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」を作成し、実践していくことが重要となります。

また、県内では地震や風水害、大雪等の自然災害で多数の貴重な文化財が被災してきました。保存を脅かす危険等に備え、日頃から組織的な管理に取り組み、災害で被災した文化財を救済する仕組みづくりが望ま

れます。

現代において文化を保存・活用し、次代へ確実に伝え残していくために、次の施策に取り組みます。

● 文化財の保護・継承・活用

(取組の方向)

- ・市町村を通じた県内文化財の状況把握に努めます。
- ・国、県指定文化財の維持管理や修復等への助成を行います。
- ・未指定文化財の調査及び指定等へ向けた保護措置を講じます。
- ・展覧会や講座等における文化財の活用を図ります。
- ・市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の作成を支援します。
- ・県内文化財に係る防災・災害対策に向けた体制構築に努めます。

● 文化を継承する人材・団体の支援

(取組の方向)

- ・文化の担い手の育成・活動に対する支援を行います。
- ・文化に対する県民の関心や理解を高めるための取組を強化します。
- ・文化を後世に残すための記録・保存活動への支援を行います。

● 佐渡島の金山の世界遺産登録へ向けた取組強化

(取組の方向)

- ・世界遺産登録を目指した調査研究や普及啓発・情報発信を行います。
- ・登録後も見据えて、構成資産の保存・活用を図ります。

5 ビジョンの評価

本ビジョンの評価を行うため、文化に関する県民意識の現状や施策の進捗状況を測る目安として、下記の5項目を成果指標として設定します。

文化分野においては、その質を評価することもたいへん重要ですが、質の評価は、対象となるものそれぞれの目的や役割に応じてなすべきものであり、一律に基準を定めることは適切ではありません。従って、本ビジョンにおいては、文化振興全体を測るための目安として、定量的に評価が可能な項目を指標として設定することとします。

成果指標については、毎年度県民アンケート等により数値の推移を把握し、分析を行います。

本ビジョン全体については、最終年度に最終評価を実施することとします。

(1) 成果指標

① 住んでいる市町村や地域に誇ることのできる文化資源があると考える人の割合

住んでいる地域の文化をまず知らなければ、その地域に誇るべき文化があると考えerことはできません。地域文化を知り、誇りに思う県民を増やすことを指標とします。

② 1年間に文化を鑑賞・参加した人の割合

より多くの県民が文化活動を行い、文化の恩恵を受けて心豊かな生活を送ることは、このビジョンの「目指す姿」のひとつです。よって、文化活動を行った県民を増やすことを指標とします。

③ 文化ボランティア活動の経験がある人の割合

文化分野におけるボランティア活動は浸透しておらず、この活動を広げていく必要があります。よって、文化分野におけるボランティア活動を行った県民を増やすことを指標とします。

④ 県立文化施設への来館者数

県立文化施設は県民が文化に触れる場であり、多くの県民に施設を利活用してもらうことが重要です。よって、4つの県立文化施設（近代美術館、万代島美術館、歴史博物館、自然科学館）の来館者数を指標とします。

⑤ 県文化ポータルサイトのアクセス数

県では、文化面での情報発信を強化するため、文化ポータルサイト「新潟文化物語」を運営しています。このサイトは、県民が文化情報を投稿することもできる参加型のサイトとなっています。情報発信の成果を測定するため、このサイトへのアクセス数を指標とします。

(2) 各指標の目標値と実績値について

各指標の目標値と実績値は次のとおりです。

	指標	H23	H27	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R6)
1 (※)	住んでいる市町村や地域に誇ることのできる文化資源がある と考える人の割合 (%)	72.1	76.9	73.0	74.5	72.5	70.2	74.7	85.0
2	1年間に文化を鑑賞・参加した人の割合 (%)	74.7	75.3	72.2	64.7	58.5	37.2	51.2	85.0
3	文化ボランティア活動の経験がある人の割合 (%)	16.0	15.3	8.5	8.5	8.7	7.0	10.5	30.0
4	県立文化施設への来館者数(人) (近代美術館、万代島美術館、歴史博物館、自然科学館)	725,043	567,982	552,430	576,275	463,768	246,247	347,254	増加させる
5	県文化ポータルサイトのアクセス数 (ページビュー)	189,153	258,461	270,486	307,269	273,546	276,277	456,009	増加させる

資料：『新潟県の文化振興に関するアンケート (R3)』

(※) H23～H27のアンケート時の設問は「住んでいる地域には誇ることのできる文化資源がある」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和2年度における「1年間に文化を鑑賞・参加した人の割合」や「県立文化施設への来館者数」の直接鑑賞に関する指標は急激に減少しているなど、文化を取り巻く環境は計画策定時に想定したものとは大きく異なる状況となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が文化芸術に与えた影響については今後も注視していく必要があり、感染症や自然災害などの不測の状況にも文化芸術の歩みを止めない仕組みづくりが求められます。

第4章 推進体制

文化は、個人の創造的な営みや人々の日常的な生活の中から生み出されていくものですが、その振興に向けた環境づくりは、県民、市町村、県など各主体がそれぞれの特性を活かしながら、連携して総合的に取り組んでいく必要があります。

1 県民（個人、文化団体等）

県民は文化活動の主役です。

県民一人ひとりが、多様な文化を楽しみ、親しむほか、創造の担い手やボランティアなど多様な形で積極的に文化活動に参加することが期待されています。

文化団体は、自主性・創造性を発揮し独自の文化活動を展開することにより、県全域や地域の文化振興に貢献することが求められています。また、活動のレベルアップや会員獲得・後継者育成のため、広く県民に参加・体験の機会を提供し、文化活動の裾野の拡大に努めることが期待されています。

2 市町村

市町村は、地域の文化活動の推進役です。

市町村は、地域に最も近い行政機関として、地域の文化活動を支援することが求められています。活動の場となる公共施設や公的空間等の環境づくり、地域文化の保存、後継者育成などが重要となっています。また、貴重な地域文化の掘り起こしに取り組み、地域文化の価値への関心を高め、観光や地域づくりに活かすことで、活力のある地域づくりを推進することが期待されています。

3 県

県は、専門的・広域的な文化活動の推進役です。

県が市町村や地域の様々な取組を支援しながら、各主体のネットワークづくりや調整・連携を図ることが重要と考えます。さらに、広域活動など先導的な取組の促進や、市町村での実施が難しい大規模公演等を主体的に実施するほか、県内の文化活動の情報収集を行い、県内外・世界へと積極的に発信する必要があります。

また、県の文化振興の総合コーディネーターとして、県民が広く文化に親しむ環境を整えるため、各主体の情報・意見交換の場を設け、それら意見等を尊重しながら、PDCAサイクル（※）により、文化振興に係る課題を把握するとともに、施策の成果を評価し、次の施策へつなげていきます。

（※）PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を継続的に行い、業務等を改善・向上すること

4 関係機関（NPO、大学、企業 等）

様々な機関等が文化活動を支援しています。

NPOは、地域との連携・協力の下、地域の文化を活かした事業展開を通じて、地域の魅力を更に高め、発信していくことが期待されています。

大学や研究機関等は、知的資源と地域を結びつけ、地域での人材育成や幅広い文化活動への取組が期待されています。

企業は、近年の厳しい景気状況の中にあっても、地域社会の一員として、メセナ活動（※）を通じて県民の文化活動を支える力となっており、今後更にその重要性が増していくことが期待されています。

（※）メセナ活動

企業等が行う文化活動や様々な文化活動支援のこと。（例：助成、顕彰、イベント等）メセナ（mécénat）という言葉は、「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語。

新潟県文化プラン策定検討委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 1 日制定

(名称)

第 1 条 本委員会は、新潟県文化プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、新潟県の文化振興施策の基本となる文化プラン策定について検討する。

(委員)

第 3 条 委員は部長が依頼する。

2 委員の任期は新潟県文化プランの策定までとする。

(組織)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、県民生活・環境部文化振興課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

新潟県文化プラン策定検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
上越教育大学大学院 学校教育研究科	教授	浅倉 有子	副委員長
新潟大学人文学部	准教授	石田 美紀	
新潟総踊り祭実行委員会	副会長・ 総合ディレクター	岩上 寛	
NPO 法人 まちづくり学校	代表理事・ 校長	大滝 聡	
新潟県アール・ブリュット・ サポート・センター	センター長	片桐 公彦	
新潟市美術館 美術評論家	館長	塩田 純一	委員長
(公財)鼓童文化財団	専務理事	菅野 敦司	
新潟県民俗学会 全国良寛会	理事 理事	高橋 郁子	
新潟県観光協会	副会長	野澤 幸司	
(公財)新潟県文化振興財団	業務執行理事	藤澤 浩一	
新潟日報社論説編集委員室	室長	森沢 真理	

新潟県文化プラン策定検討委員会 検討経過

	開催日程	主な議題	備考（事務局）
第1回	平成28年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 文化プラン及び文化施策に関する現状と課題について（現文化プランの概要及び評価） 意見交換 	
第2回	11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 文化プラン改定のポイント 課題及び対応すべき事項について 「概要」及び「施策体系」の修正について 成果指標・達成目標の設定について 意見交換 	
第3回	平成29年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県文化プラン（改定版）素案について 意見交換 	
	2月		<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び文化団体意見聴取
	3月		<ul style="list-style-type: none"> 県民意見聴取（パブリックコメント）

新潟県文化振興有識者懇談会設置要綱

令和4年8月4日制定

(目的)

第1条 新潟県文化振興ビジョンに基づく施策の実施状況及び文化振興施策の充実等について、有識者から意見を聴くため、「新潟県文化振興有識者懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、文化振興ビジョンに基づく施策の実施状況及び県の文化振興施策に関する意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、観光文化スポーツ部長が依頼する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は原則2年とし、再任できるものとする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出し、懇談会を総括する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 懇談会は、観光文化スポーツ部長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、意見を聴取し、資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、観光文化スポーツ部文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年8月4日から施行する。

新潟県文化振興有識者懇談会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

所属	役職	氏名	備考
新潟大学人文学部	准教授	飯島 康夫	座長代理
新潟総踊り祭実行委員会	総合プロデューサー	岩上 寛	
(公財)新潟県文化振興財団	代表理事	大浦 容子	
(株)ランドスタッフ	代表取締役	大島 誠	
NPO法人まちづくり学校	代表理事	大滝 聡	
長岡市立科学博物館	館長	小熊 博史	
長岡造形大学	教授	小松 佳代子	座長
新潟県アール・ブリュット・サポート・センターNASC	センター長	坂野 健一郎	
(公財)鼓童文化財団	専務理事	菅野 敦司	
アーツカウンシル新潟	プログラム ディレクター	杉浦 幹男	
(公社)新潟県観光協会	常務理事	早福 亮	
(株)新潟日报社	取締役特別論説 編集委員	森沢 真理	

新潟県文化振興ビジョン改定（令和5年7月）の経緯

日付	区分	内容
令和4年9月20日	令和4年度第1回 新潟県文化振興有識者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度新潟県文化振興有識者懇談会の進め方 ・文化を取り巻く現状・課題 ・意見交換
令和4年11月22日	令和4年度第2回 新潟県文化振興有識者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興ビジョンの改定について ・意見交換
令和5年2月7日	令和4年度第3回 新潟県文化振興有識者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取り組むべきと考える取組の方向性 ・文化振興ビジョンの改定項目について ・意見交換

発行 令和5年7月
新潟県観光文化スポーツ部文化課
〒950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
TEL : 025(280)5138
FAX : 025(280)5764



新潟県